

徳島県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
小松島・勝浦	一一、七一八人

二六、九三七人